解散公告

当組合は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

愛媛県松山市大橋町三一二番地一

愛媛県素材生産業協同組合

代表清算人　近藤　博明

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

福岡県北九州市八幡東区勝山一丁目八番一二号

有限会社若狭建築企画

清算人　若狭さゆり

解散公告

当社は、平成二十四年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

大分市大字廻栖野八七五番地

有限会社豊城工業

清算人　志摩　和彦

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

大分市大字横瀬七一一番地の三七

有限会社大分計装

清算人　漆間　時

解散公告

当社は、平成二十四年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

沖縄県うるま市字赤道一二四番地一

株式会社イゼナ電気

代表清算人　伊是名和義

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年四月九日福島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地三九三

清算法人金山町土地改良区

代表清算人　長谷川律夫

解散公告（第一回）

後楽二丁目西地区市街地再開発組合は、平成二十四年三月十五日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

東京都文京区後楽二丁目五番一号

後楽二丁目西地区市街地再開発組合

代表清算人　森山　繁雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

新潟県柏崎市茨目三丁目八番三〇号

財団法人柏崎市農業振興公社

清算人　遠山　和博

解散公告（第一回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

山梨県甲州市大和町初鹿野二二四八番地

財団法人まほろばの里ふるさと振興財団

代表清算人　内田　定男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

静岡県伊豆市佐野一〇七番地

財団法人佐野振興会

清算人　山下　喜博

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目一番一号

財団法人熊取町文化振興財団

清算人　西牧　研壮

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

大阪市中央区本町一丁目四番五号

財団法人大阪市農業センター

代表清算人　天野　朝一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二日開催の理事会の決議並びに奈良県知事の許可を受け、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

奈良県奈良市登大路町三八番地の一

財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団

代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

札幌市南区真駒内一四三番地一

財団法人駒岡福祉センター

代表清算人　大小田八尋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

山形県鶴岡市藤沢甲二七四番地

財団法人藤沢共栄会

代表清算人　五十嵐吉右ェ門

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

山形県東村山郡山辺町大字大蕨三一九七番地一九

社団法人山辺西部湖畔自然休養村管理公社

代表清算人　多田源四郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月二十三日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十六日

千葉県佐倉市六崎八六四番地

佐倉市貴舟台土地区画整理組合

清算人代表　櫻井　英一